通知預金規定

のと共栄信用金庫

第 1 条 (預入れの最低金額)

通知預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口1万円以上と します。

第2条(預金の支払時期等)

- (1) 通知預金(以下「この預金」といいます。) は預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては解約する日の2日前までに通知を必要とします。

第3条(証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を 預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当店で返却します。

第 4 条 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

以上

令和2年4月1日 現在